

技術情報カード

No.51

平成15年7月



●●●●●
技術情報カード No.51
平成15年7月

徳島県立農林水産総合技術センター
森林林業研究所

〒770-0045
徳島市南庄町5丁目69
TEL 088-632-4237
FAX 088-632-6447
●●●●●

労働安全衛生法上の資格について

—林業現場で持っておきたい資格—

はじめに

近年の林業現場では、一昔前に比べ様々な部分の作業が機械化され、それとともに現場で使用する機械の種類も増えています。小型軽量なものから建設用重機をベースマシンとしたようなものまで、大きさも機能も実にバラエティーに富み、作業が格段に楽で便利に行えるようになりました。しかし、これらの機械の中には、法律上「資格」を持っていないと使えない（使わせられない）ものがあります。労働安全衛生法（以下「法」という。）には、これら労働に関係する「資格」が、その要件とともに定められていますが、全産業・全職種に渡っていますので、非常に難解で複雑です。そこで、今回は林業現場で必要な「資格」について考えてみます。

1 「資格」の種類について

最初から“資格”という言葉に鍵カッコをつけていますが、これは通常皆さんが使っている“資格”という言葉の中にも、法律上でいうといろいろな段階があるためです。ここでは、おおまかになりますますがわかりやすくするため下記のとおり、免許、技能講習、特別教育、安全衛生教育の4段階に分けて解説します。

有資格者

- 免許取得者（法に基づくもの）
- 技能講習修了者（ 〃 ）
- 特別教育修了者（ 〃 ）
- 安全衛生教育修了者（通達等に基づくもの）

（1）免許

資格の中でも一番上位に位置するのが「免許」です。免許は、免許試験に合格した者や、ある一定の資格を有する者に交付されるものです。現在免許の種類は21種類あり、この中には「林業架線作業主任者免許」も含まれています。これらの免許は都道府県労働局長名で交付され、二つの免許（特別・普通ボイラー溶接士免許）を除き、生涯有効です。

（2）技能講習

免許の次にランクされるのが、技能講習です。これは、法で定められている「就業制限業務」に就く場合などに必要となる資格です。技能講習の種類は39種類あり、講習科目や時間数、講師の資格等が技能講習規程で定められています。講習は学科と実技に分かれており（学科講習のものもあります。）、それぞれについて修了試験が実施され、学科試験、実技試験の両方（学科講習のものは、学科試験のみ）に合格した者には、生涯有効な「技能講習修了証」が交付されます。

なお、この技能講習は都道府県労働局のほか、労働局長から認可を受けた「指定教習機関」でしか実施できません。

(3) 特別教育

特別教育は、労働災害防止のための安全衛生教育のうちの一つで、一定の危険又は有害な業務に従事する者について、事業者が実施しなければならないものです。対象となる業務は45種類あり、学科教育や実技教育を規定時間数受けなければなりません、試験はありません。なお事業者が特別教育を行ったときは、実施年月日、受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存しておかねばなりません。

(4) 安全衛生教育

ここでいう安全衛生教育は、特別教育に準じた教育を指し、主に、業務に当たって必要な安全衛生に関する知識について行われます。実施者は事業者ですが、安全衛生団体等が代わって実施することができ、特別教育と同じく実施者はその記録を保存しておかねばなりません。

2 持っておきたい資格

当森林林業研究所は、労働局の指定教習機関として認可を受け、林業現場に必要な資格に関して、研修を実施しています。現在は下記の研修を実施していますので、資格取得はもちろんのこと、事故防止の観点からもぜひ受講をお勧めします。

(1) 林業架線作業主任者【免許】

林業架線作業現場（原動機の定格出力が7.5Kwをこえるもの、支間の斜距離の合計が350m以上のもの、最大使用荷重が200kg以上のいずれかに該当する機械集材装置若しくは運材索道）に最低1人は選任されていなければならない資格です。

(2) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転【技能講習】

機体重量が3t以上の車両系建設機械（ブルドーザー、バックホウ、トラクターショベル等）を使用して業務を行う場合に必要となります。なお、3t未満の機械を使用する場合なら特別教育を受けていればOKです。

(3) フォークリフト運転【技能講習】

土場等で、積み荷の最大荷重が1t以上のフォークリフトを使用して業務を行う場合に必要となります。なお、1t未満のフォークリフトを使用する場合は、特別教育を受けていればOKです。

(4) 玉掛【技能講習】

つり具を用いて行う荷掛け、荷はずしの業務をいい、林業においてはいたる場面で必要となる作業です。この場合、つり上げ荷重が1t以上のクレーン等の玉掛け業務は就業制限業務ですので、技能講習を修了している必要があります。なお、1t未満であれば特別教育を受けていればOKです。

(5) 小型移動式クレーン運転【技能講習】

つり上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンを使用して業務を行う場合に必要となります。当然この時、玉掛けをする場合には、玉掛けの資格も必要となります。なお、1t未満のものは特別教育の対象、また5t以上の移動式クレーンの業務は免許の対象となります。

(6) はい作業主任者【技能講習】

はいとは、土場や倉庫等に積み重ねられた荷の集団をいい、荷を規則正しく積み上げることをはい付け、積み上げられた荷を移動するために崩すことをはいくずしといいます。高さが2m以上のはい付け又ははいくずしの作業を行う現場に、最低1人は選任されていなければならない資格です。

(7) 機械集材装置運転【特別教育】

機械集材装置とは、集材機や架線等によって構成され、動力を用いて原木又は薪炭材を巻き上げ空中を運搬するものをいい、これを運転するには特別教育を受けていなければならない資格です。

(8) 林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育【安全衛生教育】

読んで字のごとし、の資格です。

おわりに

その他に、当研究所では実施していませんが林業の現場で必要と思われる資格には次のようなものがあります。

- ・地山の掘削作業主任者技能講習
- ・木材加工用機械作業主任者技能講習
- ・不整地運搬車運転技能講習
- ・伐木等特別教育
- ・刈払機取扱作業安全衛生教育

◆内容に関するお問い合わせ先

徳島県立農林水産総合技術センター
森林林業研究所 主任専門技術員 伊賀上 朗
TEL 088-632-4237 FAX 088-632-6447